

「食事バランスガイド」を活用した日本型食生活の効果検証等事業で構築した食生活・身体状況調査データベース利用要領

平成23年10月14日
農林水産省消費・安全局消費者情報官

(趣旨)

第1条 この要領は、農林水産省が平成20年度につぼん食育推進委託事業（「食事バランスガイド」を活用した日本型食生活の効果検証等事業）（以下、「検証事業」という。）委託契約書第17条及び著作権法（昭和45年法律第48号）第61条第1項の規程により、受託者から譲り受けた検証事業において収集・構築した事業参加者の食生活・身体状況調査結果データベース（以下「データベース」という。）について、疫学研究に関する倫理指針（平成14年6月17日文科科学省、厚生労働省通知。以下「指針」という。）に則ったデータベースの適切な管理に必要な事項を定めるものとする。

(利用登録の申請)

第2条 データベースを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式1の申請書により農林水産省消費・安全局消費者情報官（以下「消費者情報官」という。）あてに利用登録の申請をしなければならない。

2 消費者情報官は、申請書の審査を行い、本要領に適合すると認められた場合は、利用登録証及びデータベースを電磁的に記録した媒体を送付するものとする。

(利用者の義務)

第3条 データベースを利用する者（以下「利用者」という。）は、関係法令を遵守すること。

2 利用者は、データベースを許可なく複製してはならない。

3 利用者は、データベースを改ざんしてはならない。

4 利用者は、データベースを第三者に無断で譲渡してはならない。

5 利用者は、第6条に定める利用期間を超えて利用してはならない。

6 利用者は、第6条に定める利用期間が満了した際には、ハードディスク等に一時保存しているデータベースを消去するとともに、送付した媒体を農林水産省に返却するものとする。なお、データベースの消去は期間満了日即日、返却は平成25年10月31日までにを行うものとする。

7 利用者は、データベース及び構成される情報に関する係争、審判、訴訟等について消費者情報官と協力して対処し、具体的措置の方法等についてはその都度両者で協議して決定するものとする。

8 利用者は、データベースの利用により、データベースに含まれる情報の提供者等第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。

(研究成果の公表)

第4条 データベースの利用目的が研究計画書(別添1)に沿ったものである場合には、事業の検討委員会委員(別添2)全ての承諾を受けて委員連名で研究成果を公表することができるものとする。

2 利用者がデータベースを利用して研究成果を公表する場合は、様式2により事前に消費者情報官に報告するものとする。

3 研究成果を公表する場合には、事業で収集・構築されたデータベースを利用した旨を記載するものとする。

(利用登録の取消)

第5条 利用者が、この要領を遵守していない場合及び申請書の内容に虚偽の記載をしたときは、利用登録の取消及びその他適切な処置を講ずるものとする。

(データベースの利用期間)

第6条 データベースの利用期間は、施行日から平成25年9月28日までとする。

(付則)

この要領は、平成23年10月14日から施行する。

(申請書類等送付先)

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省消費・安全局消費者情報官

電話 03-3502-5723 FAX 03-5512-2293